

情 個 審 答 申 第 1 6 号
令和7年（2025年）10月17日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）4月25日付け、廃計発第49号により諮問を受けました下記の
審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの
苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審
査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月28日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の開示請求をした。
- 2 令和4年（2022年）11月17日、実施機関は文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示文書として、原本たる電子データを複製してマスキング処理を行った後に紙に印刷したものをスキャンして作成したPDFファイルをCDに複製したものを交付した（以下当該開示方法を「本件開示方法」という。）。
- 3 令和5年（2023年）1月13日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 開示されたデータは、紙媒体をスキャンしたデータをPDF化したものであり、ムラや不鮮明な部分があるため、そのような不備のない元々のデータ（Word等）又はそれをPDF化したデータの交付を求める。
 - (2) 仮に、紙媒体をスキャンしたデータの交付になるのであれば、そのようなデータであっても開示を希望するか否かを確認してしかるべきであった。
- 2 実施機関の主張
 - (1) 本件審査請求に係る文書等開示請求書には「※CDでの開示をお願いします。」とのみ記載されており、データ化の方法について、希望はなかった。したがって、本件処分は開示請求書の希望に沿って行われたものである。
 - (2) また、データの開示の方法について、そもそも、条例及び同施行規則において、特定の開示方法を請求する権利は開示請求者に付与されていない。

(3) したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、平成30年(2018年)8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書等の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は開示されたデータにムラや不鮮明な部分があるため、そのような不備のない元々のデータ(Word等)又はそれをPDF化したデータの交付を求めているので、この点について検討する。

開示請求に係るデータの開示に際して、不開示情報のマスキングの手法や一部に不開示情報が記録されている文書等を交付するためのデータの複写の方法について、条例及び同施行規則に具体的な定めはなく、特定のマスキングの手法やデータの複写の方法での開示が例規上求められているものではない。

したがって、開示されたデータが、実際に判読できない程度に不鮮明となるなど、条例の趣旨を没却する程度に至っていない限りは、処分を取り消すべき理由には当たらないというべきである。

当審議会において開示されたデータを見分したところ、判読できない程度に不鮮明な部分はなかった。

なお、実施機関が本件開示方法をとったのは、ソフトウェア上でマスキング処理を実施する方法でPDFデータを作成した場合、当該PDFデータに不開示情報が意図せず残存するおそれがあることから、情報漏えい防止のため、あえて電子データを紙に印刷したものをスキャンして作成する方法を採用したのであり、そのような方法が明らかに不合理とはいえない。したがって、このような方法を採用する場合に、実施機関から開示請求者に対して、紙媒体をスキャンしたデータであっても開示を希望するか否かを確認する義務まではないというべきである。

(2) 以上より、実施機関の行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年（2024 年） 4 月 2 5 日	熊本市長から諮問（令和 6 年（2024 年）4 月 2 5 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2025 年） 9 月 1 9 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 1 0 月 3 日	答申案の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 1 0 月 1 7 日	答申案の審議を行った。